

「自律的契約関係」に関する意見書

2020年8月31日

濱口 道成

松本 美奈

1 中期目標・計画とそれを支える法体系は、法人化した国立大学に運営費交付金等を投入するための「方策」として導入された。「自律的契約関係」として仕切り直した時、法体系の裏打ちを持つ「自律的契約関係」に発展させることができないと、リスクをはらむ可能性がある。十分な議論が必要である。

2 「自律的契約関係」を構築するのなら、以下の5点をおさえておくべきではないか。

- ① 「自律的契約関係」下でも運営費交付金等を支給する法的根拠の整備を確認することが不可欠である。従来の法体系下に置くのか、新たな法整備をするか。
- ② 契約の当事者は誰か。どの範囲・カテゴリーで決めるのか。
- ③ 契約の当事者同士はどのような関係となるか（国と国立大学法人の場合、両者は対等か上下か）。対等である場合、運営費交付金を出す側と受ける側の相互関係はどうなるか。
- ④ 契約の当事者はそれぞれどのような責任を負うのか。
- ⑤ 契約変更は可能か、変更する際には、どのような合意形成、手続きが必要か。

以上